

監査報告第5号
令和2年（2020年）1月28日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 窪 田 もとむ
同 三 上 洋 右
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

1 定期監査等（事務監査）

危機管理対策室 危機管理対策部
財政局 税政部 南部市税事務所
西部市税事務所
管財部
経済観光局 産業振興部
雇用推進部
環境局 環境都市推進部
都市局 建築指導部
教育委員会 学校教育部
市立学校

2 定期監査等（工事監査）

下水道河川局 事業推進部
(河川担当部以外)
都市局 市街地整備部
白石区 土木部
厚別区 土木部

3 出資団体等監査

公益財団法人札幌国際プラザ
一般財団法人札幌市体育協会
一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団
一般財団法人さっぽろ産業振興財団
株式会社札幌花き地方卸売市場
一般財団法人札幌産業流通振興協会
健康スポーツ・公園緑化コンソーシアム
Fu's コンソーシアム札幌
社会福祉法人札幌親会
社会福祉法人はるにれの里
SORA-SCC共同事業体
社会福祉法人札幌恵友会
社会福祉法人札幌みどり福祉会

定 期 監 查

(事務監査)

令和元年度定期監査（事務）報告書

監査の範囲

平成30年10月1日から令和元年9月30日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）

監査の方法

前記事務を対象として、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

また、特に「公有財産の管理」を取り上げ、重点的な監査を行った。

監査の期間

令和元年9月3日から同年12月16日まで

監査の結果

おおむね良好と認められたが、次のとおり一部の部局において注意、改善及び検討を要する事項がみられた。

第1 重点項目に係る指摘事項

「公有財産の管理」を取り上げ、重点的な監査を行った結果、次のとおり改善を要する事項がみられた。

1 公有財産の管理を適正に行うべきもの

【財政局管財部】

公有財産を常に良好な状態で管理するため、少なくとも年一回以上は現地調査を行い、その状況等を公有財産実地管理記録調書（以下「調書」という。）に記録することとされているが、所管する土地（原野）について平成24年度以降の現地調査が行われていないものがみられた。

管財部では、一部の公有財産の現地調査を業務委託しており、当該土地についても業務委託による調査対象とすべきであったが、対象とされていなかった。

また、管財部で現地調査を業務委託した公有財産については、受託者からの業務報告書をもって調書への記録に代える取扱いとしているが、調書には業務委託による調査を行っている旨の記載がされていなかった。このため、調書上で業務委託により調査を行っているものと現地調査を行っていないものの区別がつかず、そのことが長期間にわたり現地調査が行われなかった一因と思われる。

これは、本市の公有財産に関する統括部門として各部局に係る規程等の順守を求め、指導調整を行う立場にある管財部の事務処理としては、適正を欠くものと言わざるを得ない。今後は公有財産の管理の重要性に留意し、関係規程等に基づき適正かつ確実な管理を行うように努められたい。

第2 指摘事項

1 支出事務

(1) 見積書記載金額の確認を厳格に行い、契約の相手方を慎重かつ的確に決定すべきもの

【環境局環境都市推進部】

単価種別が複数となる役務業務を一度に調達する場合で、契約の相手方の決定を、契約希望単価に予定数量を乗じて得た額の合計（以下「総価」という。）により行うときは、見積金額となる総価とこの内訳となる単価種別ごとの算出金額との合計とは整合する必要がある。

しかしながら、最低価格を提示した者の見積書について、単価種別ごとの算出金額として記載された額を合計しても見積金額と一致せず、総価として記載した額とこの内訳に不整合が生じていたが、見積合せ執行中にこれに気付かず、当該事業者と契約しているものがみられた。

このような見積書を有効として取扱うことは、契約の相手方を決定するに当たっての公平性や契約金額の正当性に疑義が生じることになることから、今後は、見積書記載金額の確認を厳格に行うなど、契約の相手方は慎重かつ的確に決定されたい。

(2) 個人情報取扱事務の委託における契約書に個人情報取扱注意事項に係る内容を記載すべきもの

【環境局環境都市推進部】

個人情報を取扱う事務を委託するときは、契約書に個人情報取扱注意事項に係る内容を記載するなど、個人情報の保護に関して必要な事務手続を行うこととされているが、野生鳥獣の捕獲等に関する業務の契約書について、これがなされていないものがみられた。

個人情報は、本市のみならず受託者においても適正かつ慎重に管理すべきものであるから、契約書に個人情報の保護について明記することにより、個人の権利利益が侵害されることがないようにしなければならない。

今後は、業務発注課として、業務仕様書にこの注意事項に関する記述を加えるなど、個人情報保護の重要性を認識した事務処理に取り組むとともに、貴

局契約事務関係課とも連携を図りながら、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの

【教育委員会学校教育部】

役務契約に関する事務において、以下の事例がみられた。

ア 仕様書で提出を定めた書面の未受理について

就学援助等支給データ及び振込通知書等作成業務の仕様書では、個人情報の保護に関し、受託者は業務開始前に全ての業務従事者等から個人情報保護の順守を明記した誓約書を徴取し、委託者に提出することを義務付けていたが、この誓約書を受理しないまま業務を行わせていたもの

イ 業務履行の事実を証する書面の不備について

札幌市立中学校日直代行業務では、毎月の業務完了後、受託者には、当該業務を実施した学校ごとに作成した業務日誌を提出させているが、一部の業務日誌について、業務を行ったとされる実施日時の記事のないものや、業務の履行を確認するために必要としている校長確認印のないものを受理していたが、当該校における業務履行の事実を再確認することなく支払事務を行っていたもの

適正な履行の確保とその確認は、委託者に求められるものであることから、今後は、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 補助金の交付に関する事務を適正に行うべきもの

【環境局環境都市推進部】

市民や事業者等に対する省エネルギー機器等の購入及び設置に係る経費の一部について補助金の交付を行っているが、以下のように不備のある申請書類を受け取り、そのまま交付決定を行っているものがみられた。

ア 交付要綱等により申請者に提出を求めている書類の一部が、申請書に添付されていないもの

イ 補助対象機器設置工事の施工事業者が作成する工事金額証明書等の同事業者の代表者印欄に、代表者印が押印されずに社印が使用されているもの

補助金等の交付決定に係る事務手続きが正確に行われなことは、補助金額の誤り等にもつながりかねず、このような事態となれば申請者間の公平性を欠くことはもとより、本市の行財政運営に対する市民の信頼低下を招いてしまうものである。

今後は、関係規程や補助金交付要綱等の内容を十分に把握し、交付決定に当たっては、対象となる経費や算定の根拠となる書類の一つひとつが補助金

額を確定させるための重要な資料であることを踏まえ、慎重に申請書類等の審査を行い、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 旅費の支給に関する事務を適正に行うべきもの

【都市局建築指導部、教育委員会学校教育部】

【都市局建築指導部】

ア 宿泊を伴わない係長職の出張命令は課長専決によることとされているが、課長の決裁を受けることなく、係長自らの決裁で処理しているものがみられた。

今後は、旅費等の支給事務における同様の誤りを防ぐため、札幌市事務専決規程に基づく正しい専決区分に従い、適正な事務の執行に努められたい。

【教育委員会学校教育部】

イ 非常勤職員として任用した外国語指導助手の自国への帰国旅費を概算払いにて支給した際、所定の期日までに必要書類を添えて精算を行うこととされているが、この精算処理が約4か月遅延しているものがみられた。

今後は、関係規程等に留意し、旅費に関する一連の事務処理を適切に執行するとともに、チェック体制の強化に努められたい。

(6) 資金前渡に関する事務を適正に行うべきもの

【教育委員会学校教育部】

非常勤職員として任用した外国語指導助手が自国へ帰国した後、同助手の勤務最終月の報酬を送金するため、一時限りの経費として資金前渡を行った際、前渡を受けた職員は、その用件終了後7日以内に資金前渡精算書を作成し、関係書類を添えて精算を行うこととされているが、この精算処理が約4か月遅延しているものがみられた。

資金前渡は支出の特例であり、前渡資金の取扱いは特に厳格に行う必要があることから、今後は、会計規則等を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(7) 特殊勤務手当の支給に関する事務を適正に行うべきもの

【教育委員会市立学校】

教務主任等への教育業務連絡指導手当（日額）の支給に係る事務において、以下のような事例がみられた。

ア 手当の支給を受ける教育職員があるときは、手当の種類、業務の内容、業務に従事した日時及び時間等手当の支給上必要な事項並びにその支給額

を特殊勤務手当支給実績簿に記載しなければならないが、同実績簿を作成せず、出勤簿等による勤務状況の確認のみにより手当を支給しているもの
イ 従事日数の集計等を誤り、手当額を過大又は過小に支給しているもの

今後は、同様の誤りを防ぐため、チェック体制の強化を図り、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。

(8) 臨時的任用職員の賃金支給に関する事務を適正に行うべきもの

【経済観光局雇用推進部】

臨時的任用職員に対する賃金支給事務について、実働に基づいた通勤費相当額の計算を誤り、過小に支給しているものがみられた。

今後は、同様の誤りを防ぐため、チェック体制の強化を図り、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。

2 財産管理事務

(1) 職員住宅の貸与に関する事務を適正に行うべきもの

【教育委員会学校教育部】

非常勤職員として任用した外国語指導助手を居住させるため、民間賃貸住宅を借り上げ、これを職員住宅として同助手へ貸与しているが、貸与の決定に当たっては、貸与を希望する者（同助手）から願書の徴取等により申請の意思を確認し、貸与期間や使用料等について起案処理等により定めた上で、各助手への承認を行うべきところ、これらの事務処理が行われていないものがみられた。

今後は、関係規程等を順守するとともに、こうした願書の徴取等の事務が主に海外から来日する外国人職員の受入に係るものであるという特別な事情を踏まえ、実状に即した適切かつ効率的な事務処理のあり方について関係部とも協議の上で検討を行い、適正な事務の執行に努められたい。

3 行政運営事務

(1) 災害等のリスクに備えた市有施設の管理（災害共済への加入）に関する事務を適正に行うべきもの

【財政局管財部】

公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に関する事務に

において、市が建物等の新增築等を行った場合は、引渡しの前日までに所要の手続きを行い、引渡しの日から同共済の対象とすべきところ、平成30年8月の建物増築による引渡しの日から相当期間経過後にその手続きを行ったため、共済の対象となった同年12月までの間、補償のない状態となっていた建物がみられた。

市有財産のさまざまなリスクに備え、市の財政負担の補てんを目的として共済等の保険に加入することは、基本的かつ重要であることから、今後は建物総合損害共済の加入について、時機を逸することがないようにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

4 学校運営事務

(1) 理科実験用薬品による危険を未然に防止するための管理を適正に行うべきもの

【教育委員会市立学校】

理科実験用薬品の管理は、その不適正な管理によって、児童・生徒、市民の生命・身体に危険が及ぶ重大な事故・事態につながるおそれがある。

従って、その管理を厳正かつ適正に行う必要があることは、いうまでもないが、このたび、一部の学校において、以下の事例がみられた。

ア 保管している薬品が薬品受払簿に記載されていないもの

イ 薬品受払簿に記載されている数量と実際の数量が異なっているもの

ウ 薬品を使用する都度使用量を記入する薬品使用記録表が保管されていないもの

エ 劇物の陳列箇所に「医薬用外劇物」の表示がないもの

学校運営において、日ごろの実地管理や研修などの機会を通じ、事故等の未然防止を目的とした薬品の適正な保管・管理の周知を徹底するとともに、チェック体制を強化し、厳格な管理の徹底に努められたい。

(2) 自家用車の公用使用に関する事務を適正に行うべきもの

【教育委員会市立学校】

自家用車の公用使用については、校務の円滑な運営や予測困難な生徒指導上の緊急対応の観点から、「札幌市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」を定め、一定の要件の下で、限定的に承認しているが、一部の学校において、以下の事例がみられた。

ア 要綱において対象外となっている職種の職員を登録しているもの

イ 届出事項に変更が生じていたが、届出を行っていなかったもの

- ウ 校地使用承認登録簿を作成しておらず、届出内容が登録されていないもの
- エ 校地使用承認登録簿の記載において、年度途中の新規の届出が反映されていないもの及び届出のない職員を登録しているもの
- オ 過去1年間に起こした交通事故等の有無を確認しないまま登録しているもの
- カ 届出時に提出された書類では、任意保険の契約内容が不明なもの

学校運営に対する市民の信頼を確保するため、自家用車を公用で使用する際の手続き及び登録の制限について、届出をする学校職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制を強化し、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。

5 その他の事務

(1) 郵送による証明の発行に関する事務を適正に行うべきもの

【財政局税政部西部市税事務所】

郵送による市税に関する証明の交付請求については、返信用切手等請求に必要なものを添付して請求があった場合のみ受理し、添付されていない場合は、請求者に必要なものを添付して再度請求するよう依頼すべきところ、これを行わないまま受理し、市で郵送料を負担しているものがみられた。

本来請求者が負担すべき郵送料を一部の請求者についてのみ市が負担することは公平性を欠くことから、今後は関係規程を順守し、公平かつ適正な事務の執行に努められたい。

第3 基本的順守事項

今回の監査において、指摘事項とはしていないものの、今後の事務執行に際して、留意すべき事項は次のとおりである。

1 固定資産台帳の登録に関する事務について

【環境局環境都市推進部】

取得金額が100万円以上の備品について、固定資産台帳に登録することとされているが、該当する備品を登録していないものがみられた。

2 重要な物品の現在高報告に関する事務について

【財政局管財部、環境局環境都市推進部】

本市が所有する価格100万円以上の「重要な物品」については、毎年度、その現在高を市会計管理者に報告しなければならないが、この報告書の内容について、以下の事例がみられた。

【財政局管財部】

(1) 該当しない備品について現在高を報告しているもの

【環境局環境都市推進部】

(2) 現存しない備品について、現在高があるとして報告しているもの

3 備品の出納管理に関する事務について

【危機管理対策室危機管理対策部、環境局環境都市推進部、
教育委員会学校教育部】

備品の出納管理に関する事務について、以下の事例がみられた。

【危機管理対策室危機管理対策部】

(1) 備品出納簿の現在高の内訳（使用数量、保管数量）を誤って記載しているもの

【教育委員会学校教育部】

(2) 現在使用・管理していない備品を備品出納簿に記載しているもの

【教育委員会学校教育部】

(3) 過去に購入し、備品出納簿及び同使用簿に記載されている備品の一部について、現在の使用・管理状況が不明確なもの

【環境局環境都市推進部、教育委員会学校教育部】

(4) 備品を廃棄する際は、不用物品処分伺書により所定の決裁を受けることとされているが、この不用決定手続を行っていないもの

4 石油製品の購入に関する事務について

【財政局税政部南部市税事務所】

給油指図書に給油数量を誤記した場合にはこれを訂正することなく、指図書を再発行し、その指図書に正規の給油数量等を記入させることとされているが、訂正して使用しているものがみられた。

5 S A P I C A等の使用に関する事務について

【財政局税政部西部市税事務所、教育委員会市立学校】

S A P I C A等にチャージする際の事務において、以下の事例がみられた。

【財政局税政部西部市税事務所、教育委員会市立学校】

- (1) チャージする際、使用簿の所定の箇所に記載、押印がないもの
〔下線部は、教育委員会市立学校のみ〕

【教育委員会市立学校】

- (2) 使用簿による校長への報告において、S A P I C A利用に係るポイントが印字された利用明細が添付されていないもの

【財政局税政部西部市税事務所、教育委員会市立学校】

- (3) チャージした後、課長または校長までの報告を行っていないもの